公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県明石市二見町東二見488番地の１　駅北市住２―203号
債務者　山本奈都江
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
神戸市西区枝吉１丁目58番地　ロイヤルコーポ吉田208号
債務者　八重尾　純
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
神戸市西区玉津町水谷51番地　シャーメゾン水谷Ｃ―102号
債務者　中谷　公彦
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
佐賀市朝日町３番６号　コーポフェニックスⅡ101
債務者　鵜池　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
千葉県柏市新柏３丁目16番地３　フェザントＢ―101号
債務者　吉國　正直
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６６号
千葉県柏市青葉台２丁目25番13号　グリーンヒルⅡ―102号
債務者　堀井　将太
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７９号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目25番地の５　小暮ハイツ101号
債務者　藤崎　法子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２７号
千葉県流山市大字東深井1112番地の11　パルテール江戸川台103
債務者　鶴田　隼介
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２７号
神奈川県厚木市下荻野604番地１　モトヤシキ西106、前住所神奈川県横浜市港北区樽町１丁目10番11号　シティ横浜102
債務者　野田　聖輝
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３３号
神奈川県厚木市妻田南２丁目９番29―303号、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―201号
債務者　小田部公子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４０号
神奈川県平塚市岡崎5881番地の５　バードヒルズみどりケ丘Ｄ―102
債務者　遠藤　康布
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２４５号
神奈川県厚木市下荻野549番地２　ヴィラ葉月Ｂ202
債務者　新里　貴之
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５３号
神奈川県小田原市久野622番地の１　シティハイム神山下Ｂ203
債務者　中村　　透
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９４号
名古屋市西区大金町１丁目18番地の１　レミュー大金４Ａ号
債務者　加賀　由将
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７２号
神奈川県厚木市山際990番地５　プチメゾン増井202
債務者　清水　春夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２８２号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目３番７―１号
債務者　望月　秀男
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
　横浜地方裁判所小田原支部民事部